

施策 1 豊かな水と緑に親しむ空間づくり

施策の目標 本市に広がる貴重で豊かな自然環境を守り、市民が自然を身近に感じながら生活できるよう、水と緑に親しめる憩いとやすらぎの空間の創出をめざします。

施策の概要 ・公園や河川において、親水性に配慮し、レクリエーション機能や防災機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間を整備します。また、環境への負荷が小さく、人と自然が共生する緑豊かな都市が実現できるよう、市民と協力しながら緑地環境の整備や維持管理、保全を図ります。

単位施策名	現状・課題	単位施策の目標
① 水辺環境の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> 本市には、荒川、芝川などの河川や、河川の調節池をはじめとする水辺空間が豊富にあります。 旧芝川の親水護岸整備は、事業用地が確保できた場所から順次進めています。橋梁の架け換え予定箇所や、用地未買収箇所が残っていることが課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑に親しめる憩いとやすらぎの水辺環境を創出することにより、市民が自然を身近に感じ、人と自然が共生する緑豊かなまちをめざします。
② 緑地環境の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> 開発圧力の高まりによる都市化が進行しており、緑地面積が減少傾向にあります。 都市部における緑地の重要性に関する価値観の醸成や、地域の実情に応じた緑地の質・量両面からの緑地の確保が求められています。 公園や緑地空間は、環境保全機能や防災機能などさまざまな機能を有しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた緑地の確保を進め、環境への負担を軽減するとともに、緑地の質の向上を図ることで精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上など、緑地が持つ多様な機能が発揮される都市の実現をめざします。 公園・緑地の整備を推進することにより、市民が身近な自然に触れ合える都市環境の形成に寄与するとともに、スポーツレクリエーションの場や地域の交流、健康増進を図る場の創出を図ります。さらにヒートアイランド現象の抑制、災害時の避難場所や延焼遮断空間としての防災機能を果たすことをめざします。

■地区別公園・緑地等の状況

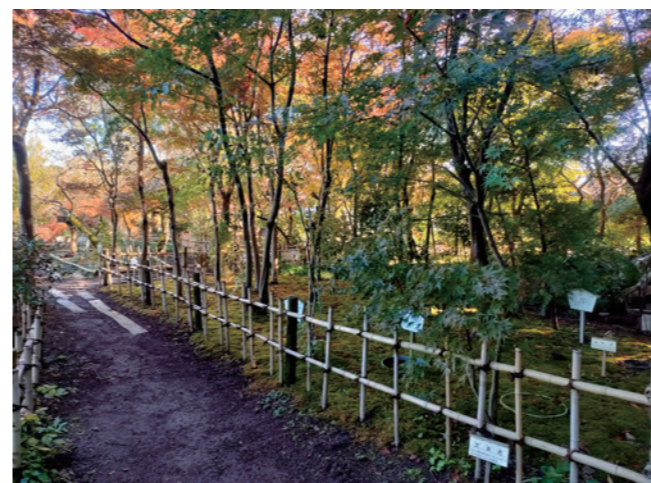
地区	種類	公園			合計	
		数	緑地 ^(※1)	その他 ^(※2)	数	面積(m ²)
中央		20	6	4	30	98,653
横曽根		26	2	4	32	411,717
青木		41	0	5	46	216,813
南平		43	1	3	47	170,733
新郷		32	6	1	39	254,849
神根		39	3	2	44	304,719
芝		46	0	13	59	168,009
安行		45	3	1	49	104,473
戸塚		50	10	4	64	280,850
鳩ヶ谷		25	0	27	52	118,935
合計		367	31	64	462	2,129,751

※1 緩衝緑地・都市緑地・緑道
 ※2 児童遊園・無償提供公園等
 令和7年4月1日時点



目標指標	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	40.8(R7)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
親水護岸の整備延長(旧芝川) [m]	2,204(R6)	2,284	2,344
保全緑地指定面積 [ha]	16.66(R6)	基準値を上回る	基準値を上回る

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 河川においては、治水・浸水対策のための護岸整備とともに、親水性に配慮し、防災機能やレクリエーション機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間を整備します。 貴重な水辺の環境に、市民がこれからも継続して親しめるよう、自然と調和した水辺環境の維持・保全を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり市民が緑豊かでうるおいある環境を享受できるよう、特別緑地保全地区の指定や公有地化を進め、市民の理解・協力を得ながら緑地の適正な維持管理を進めます。 川口市緑のまちづくり推進条例に基づく緑化の推進のほか、生垣設置や屋上緑化などによる民有地の緑化を促進します。 植生や生態系に配慮した公園の整備を推進するほか、地域の公園については、市民と協力しながら維持管理を行い、緑地環境の保全を図ります。



保全緑地(安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地)



特別緑地保全地区(東内野前町東特別緑地保全地区)

■関連する個別計画

- 第2次川口市緑の基本計画

施策2 人と生物が暮らす環境の保全

基本計画
各論

めざす姿
VI 都市と自然が調和した、うるおいとやすらぎのあるまち

施策の目標	市民と事業者とともに環境問題に対する意識を高め、良好な生活環境の保全と地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進し、市民が自然を感じながら安心して生活できるまちをめざします。
施策の概要	・地球温暖化の防止、公害発生の防止、生物多様性の保全を図ることにより、人と生物が暮らす良好な環境を保全します。

対応する主なSDGsのゴール

目標指標	基準値	中間目標 (R12)	最終目標 (R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	25.3 (R7)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
大気関係環境基準達成状況 [%]	91.0 (R6)	100	100
温室効果ガスの排出量削減率 (基準:2013年度) [%]	-	46.0	CO ₂ 排出量実質ゼロ (2050年)

単位施策名	現状・課題	単位施策の目標
① 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●アスベスト、低周波音、生活排水といった多様化する公害問題に対し、効果的な助言・指導及び周知・啓発の方法が求められています。 ●大気汚染や水質汚濁等の環境基準はおおむね達成していますが、さらなる改善が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公害による市民の健康や生活環境への被害を防ぎ、良好な生活環境を保全することにより、市民が快適に過ごせるまちをめざします。
② 地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●近年、地球温暖化による猛暑日や豪雨が増加していますが、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)により温室効果ガスが原因であると指摘されています。温室効果ガスは、本市では家庭部門からの排出量が多いものの、2013年度以降減少傾向にあります。2050年のCO₂排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)をめざし、市民・事業者・市が協力して温室効果ガス削減を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素型のライフスタイルとビジネススタイルの普及を促進し、環境に配慮した行動を継続して実践することで、温室効果ガスの削減をめざします。
③ 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●私たちの暮らしに欠かせない水や食べ物、生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられていますが、この生物多様性は、人間のさまざまな活動や、都市開発などにより急速に失われつつあります。自然と共生した持続可能な社会を実現していくためには、生物多様性を保全していくことが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性地域戦略の策定により、社会的自然的条件に応じた生物多様性の保全をめざします。 ●生物多様性に関する周知・啓発などを行い、市民の理解を深め、行政、市民、事業者、市民団体が連携し、生物多様性の保全を図ります。

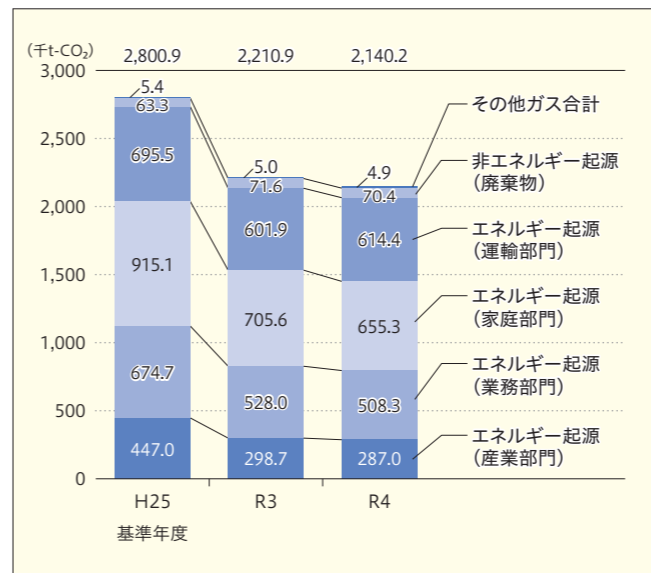
主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●事業者への規制や指導を行うことで、公害の防止及び改善に努めます。 ●生活排水による水質汚濁や悪臭などの防止のため、浄化槽の適正な維持管理の指導及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について周知・啓発を図ります。 ●環境法令に基づき、大気汚染や水質汚濁等の常時監視を行い、その状況を把握し、適切な情報提供に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ●市民や事業者の環境意識を高めるため、環境啓発や環境学習を充実させ、省エネルギーに配慮した生活や事業活動を促します。 ●家庭や事業所における、再生可能エネルギーや省エネルギー機器・設備の導入を支援します。また、公共施設における、再生可能エネルギーや省エネルギー機器・設備の導入に努めます。 ●ゼロカーボンシティ実現のため、「かわぐち・たてしなの森」を整備しています。このような他自治体等と連携したカーボン・オフセットを推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ●本市の生物多様性の保全施策を計画的に推進するため、生物多様性地域戦略を策定し、保全を進めます。 ●一人でも多くの人が身近な自然とふれあい、生物多様性について理解を深められるように、自然保護団体と連携した観察会などの開催や、チラシなどによる周知・啓発、市民参加型の生きもの調査などを実施します。 ●外来生物が生態系に与える影響などについて周知することで、本市の豊かな生態系の維持を図ります。

■大気関係環境基準達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準
大気汚染常時監視	二酸化硫黄 単位:ppm	短期 0.012 長期 0.002	短期 0.006 長期 0.002	短期 0.008 長期 0.002	短期 0.007 長期 0.002	短期 0.012 長期 0.002	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
	一酸化炭素 単位:ppm	短期 0.4 長期 0.4	短期 0.4 長期 0.4	短期 0.4 長期 0.4	短期 0.5 長期 0.5	短期 0.5 長期 0.5	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
	浮遊粒子状物質 単位:mg/m ³	短期 0.180 長期 0.049	短期 0.162 長期 0.035	短期 0.180 長期 0.044	短期 0.124 長期 0.042	短期 0.132 長期 0.042	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
	二酸化窒素 単位:ppm	短期 0.037 長期 0.037	短期 0.036 長期 0.036	短期 0.035 長期 0.035	短期 0.034 長期 0.034	短期 0.034 長期 0.034	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
	光化学オキシダント 単位:ppm	短期 0.168 長期 0.168	短期 0.143 長期 0.143	短期 0.158 長期 0.158	短期 0.141 長期 0.141	短期 0.146 長期 0.146	1時間値が0.06ppm以下であること
	微小粒子状物質(PM2.5) 単位:μg/m ³	短期 32.4 長期 11.9	短期 22.6 長期 9.9	短期 22.0 長期 10.6	短期 22.3 長期 10.3	短期 21.4 長期 10.0	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること
有害大気汚染物質	ベンゼン 単位:μg/m ³	0.71	0.84	0.81	0.86	0.79	1年平均値が3μg/m ³ 以下であること
	トリクロロエチレン 単位:μg/m ³	1.8	2.4	1.7	2.0	2.7	1年平均値が130μg/m ³ 以下であること
	テトラクロロエチレン 単位:μg/m ³	0.55	0.60	0.73	0.32	0.38	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること
	ジクロロメタン 単位:μg/m ³	1.8	2.6	2.4	2.1	3.0	1年平均値が150μg/m ³ 以下であること
	ダイオキシン類 単位:pg-TEQ/m ³	0.038	0.018	0.023	0.023	0.023	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
達成率(%)	91	91	91	91	91		

1)「○」は達成、「×」は非達成を示す 2)測定値は年度最高値を示す 3)達成率(%)=(環境基準達成項目数÷環境基準設定項目数)×100

■温室効果ガス排出量の推移



資料:川口市環境報告書(令和6年度 環境基本計画年次報告書)



夜のいきもの観察会

■関連する個別計画

- 第3次川口市環境基本計画
- 第2次川口市地球温暖化対策実行計画

施策3 清潔で美しいまちづくり

基本計画

各論

めやす姿 VI 都市と自然が調和した、うるおいとやすらぎのあるまち

施策の目標 限りある資源を大切に使用し、さらに繰り返し利用し、廃棄時には資源となるものを分別することで、ごみの減量をめざします。排出されたものは、適正に処理し、かつ、再資源化を促進することで、あらゆるものを循環させていく社会の構築をめざします。

施策の概要 ・市民・事業者・行政の三者協働により、ごみの発生を抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処理の順に行い、循環型社会を推進します。さらに、ごみの散乱や不法投棄の防止に努め、自主的なまちの美化活動を促進します。

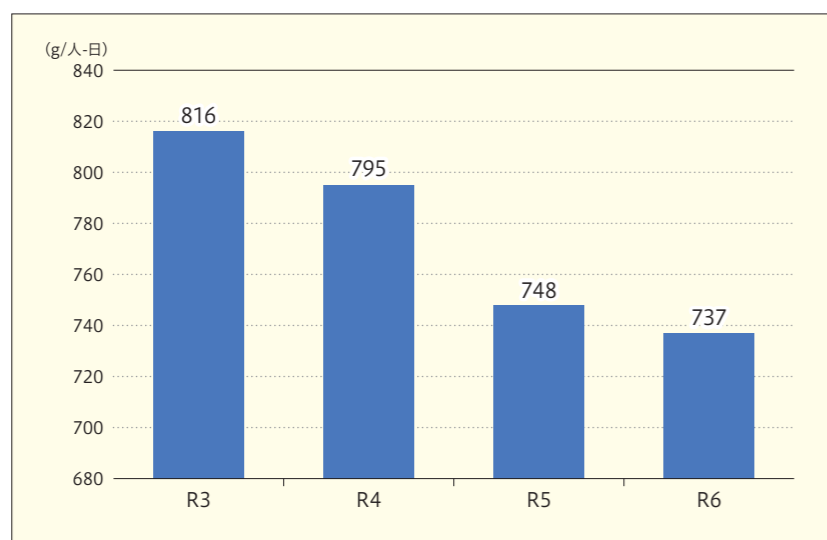


目標指標	基準値	中間目標 (R12)	最終目標 (R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	34.9 (R7)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
1人1日あたりの廃棄物排出量 [g/人・日]	737 (R6)	基準値を下回る	R12実績値を下回る
川口市ごみの分別ガイドアクセス数 [件]	1,666,234 (R6)	基準値を維持	基準値を維持

単位施策名	現状・課題	単位施策の目標
① 廃棄物の減量化・再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの多様化や人口の増減、経済活動によるごみの発生量や質の傾向を捉え、本市に適した更なる廃棄物の減量化、再資源化が求められています。 限りある資源を有効に活用するために、適切なごみの分別についての周知、啓発が必要となっています。 不法投棄や散乱したごみを削減する取り組みが強く求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> 3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を促進する各種事業の実施により、市内のごみ発生量を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会の推進をめざします。 市民・事業者・行政が協働して、自主的なまちの美化活動を推進し、不法投棄を「しない、させない、許さない」という姿勢をもって未然防止を図ります。
② 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの多様化などにより、さまざまなごみが発生しており、環境衛生の向上のためには、これらを受け入れる体制の整備が求められています。 ごみ処理能力を確保するための廃棄物処理施設の更新が求められています。 適正処理困難物の適切な受益者負担が求められています。 産業廃棄物についても適正処理を促進し不適正処理を未然に防ぐことが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみを受け入れる施設、体制を整えることで、多様化するごみの処理を適切に行うことをめざします。 焼却施設から発生する残さなどを再資源化して最終処分量を減らすとともに、熱エネルギーを有効活用することで循環型社会の形成をめざします。 廃棄物処理施設の計画的な建替えや延命化対策を実施することで、廃棄物処理能力の確保を図ります。

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> マイバッグやマイボトルの使用、生ごみ処理容器の活用、食品ロスの削減など、廃棄物の減量化と再資源化につながる周知啓発、支援金交付、講座などを実施します。 環境部広報紙「PRESS530」にて環境に関する施策や制度、イベント情報及び取り組みを紹介し、市民の環境意識の向上を図ります。 事業系ごみに関する情報提供及び排出指導などにより、事業者による廃棄物の減量化と再資源化を促進します。 ごみの分け方と出し方について、川口市ごみの分別ガイドなどを活用した啓発活動を再資源化推進の根幹と捉え、積極的に取り組みます。 クリーン推進員制度やまち美化促進プログラムなどを活用するとともに、一般ごみ・資源物ステーションのパトロールなど、監視と啓発を強化し、不法投棄の未然防止に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に建替えや改修を実施することで、処理能力の確保と延命化を図り、廃棄物を安定的かつ適正に処理します。 廃棄物を焼却する際に発生する残さなどの再資源化を図り最終処分量を削減し、環境負荷を低減します。 ごみ焼却施設の発電効率や熱回収率の向上を図り、循環型社会の形成に資する廃棄物処理を推進します。 適正処理困難物については、製造販売業者による処理システムの構築を求めるとともに、排出者の応益負担の適正化に努めます。 産業廃棄物に係る許可申請に対する的確な審査や、排出事業者、処理事業者に対する指導などを通じ、適正処理の促進と不適正処理の未然防止に努めます。

■1人1日あたりの廃棄物排出量の推移



環境部広報紙PRESS530



川口市ごみ減量キャンペーンキャラクター「ごみまる」

■関連する個別計画

- 第3次川口市環境基本計画
- 第8次川口市一般廃棄物処理基本計画